

かながわ外国人材活用支援ステーション連携先事業者登録要領

(目的)

第1条 県内中小企業等を対象に外国人材の雇用を促進し、多様な外国人材を紹介することを可能とすることを目的に、一貫した伴走支援をワンストップで行う「かながわ外国人材活用支援ステーション」(以下「ステーション」という。)における連携先事業者の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 連携先事業者の役割は、次に掲げるものとする。

- (1)ステーションの要請に応じて、ステーションが紹介する外国人材の雇用を希望する県内中小企業等に対して、求人内容等を踏まえ、自社のサービスの範囲内で外国人材を紹介すること。
- (2)神奈川県内で実施するすべての職業紹介事業について、神奈川県及びステーションの外国人材受入れのための支援策等の情報提供に協力するとともに、人材紹介の状況について毎月ステーションに報告すること。また、人材紹介後は、ステーションが開催予定の定着支援のプログラムの受講を促す等、受入れ及び定着促進に向け連携を図ること。
- (3)紹介できる人材がない場合も、その旨をステーションに報告すること。
- (4)人材紹介後は、企業及び人材双方のフォローアップを行うこと。
- (5)ステーションの要請に応じて、県内中小企業等に訪問すること。
- (6)ステーションの要請に応じて、県内中小企業等における外国人材の活用に関する調査に協力すること。
- (7)ステーションの要請に応じて、海外現地での合同企業面接会やオンラインジョブフェア等、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を対象とした外国人材確保支援に係る事業の実施に協力すること。

(登録申込)

第3条 連携先事業者の登録を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、公益財団法人神奈川県産業振興センター(以下「KIP」という。)に登録申込を行うものとする。

2. 申込は、次に掲げる申込書類の提出によって行うものとする。

- (1)登録申込書(第1号様式)
- (2)登録要件確認書(第2号様式)
- (3)有料職業紹介事業許可証の写し
- (4)法人登記簿謄本の写し
- (5)人材紹介における手数料の額等がわかる資料(手数料表等)
- (6)会社概要や事業概要がわかる資料(パンフレット等)

- (7) 県内中小企業等への外国人材の紹介実績がわかる資料
- (8) 労働者派遣事業許可証の写し(労働者派遣事業者のみ)
- (9) 登録支援機関登録(更新)通知書の写し(登録支援機関のみ)
- (10) その他、KIPが必要と認める書類

3. 申込者は、次に掲げる全ての申込要件を満たさなければならない。

- (1) 職業安定法(昭和22年法律第141号。以下「法」という。)第30条第1項に規定する有料職業紹介事業の許可を受けていること。
- (2) 神奈川県又は東京都に本社又は事業所があり、担当者が配置されていること。
- (3) 有料職業紹介事業許可において、取扱職種・地域のうち、地域に日本国外を含んでいること。
- (4) 人材紹介に関して、手数料の目安を示していること。
- (5) 人材紹介に関して、返戻金制度の有無を示していること。
- (6) 人材紹介に関して、紹介する人材から、手数料等を徴収していないこと。
- (7) ステーションから、海外現地での合同企業面接会やオンラインジョブフェア等、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を対象とした外国人材確保支援に係る事業の開催依頼があった場合は、自社のサービスの範囲内で実施の協力ができること。
- (8) 国、地方公共団体(都道府県・市町村)及び商工会議所等の公的支援機関との連携の際、過去にトラブル等の問題がなく、スムーズな連携に支障がないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業(同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業(接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと(当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。)を内容とする営業に限る。)を行っていないこと。
- (12) 次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (ウ) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (エ) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

(審査)

第4条 KIP は、登録申込を受けた場合、次に掲げる登録要件に基づいて審査を行い、申込者が全ての要件を満たす場合、連携先事業者として登録することができる。

- (1) 申請日の前日から過去1年の期間において、県内中小企業等への外国人材紹介で一定の実績を有すると判断できること。
- (2) 在留資格のうち、「技術・人文知識・国際業務」又は「特定技能1号及び2号」の取扱い実績を有すると判断できること。
- (3) 人材紹介後も定着状況についてフォローアップが行えると判断できること。
- (4) ステーションの紹介により外国人材の雇用を希望する県内中小企業等に対して人材紹介等のサービスを提供する場合、自社の既存のサービスと比較して紹介手数料の減額や追加サービスを提供する等、具体的な優遇措置を設けていると判断できること。
- (5) マッチングイベントの開催やセミナーへの登壇等、国、地方公共団体(都道府県・市町村)及び商工会議所等の公的支援機関との外国人材確保支援に関する連携実績を有すると判断できること。
- (6) 海外現地での合同企業面接会やオンラインジョブフェア等、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を対象とした外国人材確保支援に係る事業の実績を有すると判断できること。
- (7) 国、地方公共団体(都道府県・市町村)及び商工会議所等の公的支援機関との連携において、過去にトラブル等の問題がなく、スムーズな連携に支障がないと判断できること。

2. 審査は申込書類により行うものとするが、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

(登録)

第5条 審査の結果、登録が適当である場合は、KIP は申込者に対し登録通知書を交付し、連携先事業者の登録を行う。

2. 審査の結果、登録が適当でない場合は、申込者にその理由を示して登録しない旨を通知する。
3. 登録の有効期間は当該登録を行った年度の末日までとする。

(遵守義務)

第6条 連携先事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (2) 登録申込書に記載した事項に変更があった場合は、速やかに登録変更届を提出すること。
- (3) ステーションの要請に応じて、必要な報告をすること。
- (4) ステーションの要請に応じて、必要な会議等に参加すること。

(登録の取消)

第7条 連携先事業者が次のいずれかに該当するとき、KIP は登録を取り消すことができる。

- (1) 不正な行為を行ったと KIP が認めたとき。
- (2) 正当な理由がないのに、第6条に定める遵守義務を怠ったとき。
- (3) 連携先事業者から書面による登録の取消の申し入れがあったとき。
- (4) 法第32条第9項による有料職業紹介事業許可の取消が判明したとき。
- (5) 第2条の役割を果たす意思がないことが認められるとき。
- (6) 第4条第1項の要件を満たさなくなったことが判明したとき。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、登録に関して必要な事項は別に定めることとする。

附 則

この要領は、令和7年3月10日から施行する。

附 則(令和8年3月16日改正)

この要領は、令和8年3月16日から施行する。